

参 考 資 料



1. 男女共同参画社会基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることがその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2. 沖縄市男女共同参画推進条例

(平成 23 年 12 月 21 日条例第 16 号)

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、その性別にかかわらず、個人として尊重されなければならないとし、国際社会とともに歩む取組として、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきた。

しかしながら、長い歴史の中で形成された、性別により役割を決めてしまう考え方やそれに基づく社会通念、慣習、しきたり等から生ずる課題が残されている。

すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組む沖縄市は、戦後幾多もの歴史の変遷から外国人の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担うこどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としている。

このような沖縄市の特性を活かしながら、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会を目指す必要がある。

ここに、私たち沖縄市民は、こどもも大人も共に男女共同参画について理解を深め、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれかに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 教育関係者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他教育に携わる者をいう。
- (4) 事業者等 営利、非営利にかかわらず、市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者等、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により人権侵害をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為
- (3) その他性別により人権を侵害する行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、前条各号に掲げる行為を正当化し、又は助長させるような表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、第15条第1項の規定により設置する沖縄市男女共同参画懇話会の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民、教育関係者及び事業者等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(公表)

第 11 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(調査研究)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関して、市民、教育関係者及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供、交流及び活動の場の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情及び相談の対応)

第 14 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情及び相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画懇話会)

第 15 条 市長は、男女共同参画の推進に関する事項について審議及び提言させるため、沖縄市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

2 懇話会は、委員 10 名以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体を代表する者

(3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、懇話会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄市附属機関設置条例の一部改正)

2 沖縄市附属機関設置条例（昭和 51 年沖縄市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3. 沖縄市男女共同参画センター条例

(平成 22 年 10 月 25 日条例第 18 号)

(目的及び設置)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民に活動及び交流の場を提供することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するため、沖縄市男女共同参画センター（以下「参画センター」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 参画センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沖縄市男女共同参画センター
位置 沖縄市住吉一丁目 14 番 29 号

(事業)

第 3 条 参画センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の理念に基づく男女の自立支援、社会参加促進及び人材育成のための研修会の開催に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する図書、各種資料等の収集及び情報の提供に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に取り組む団体及び個人の相互交流の促進、支援等に関すること。
- (4) 男女共同参画に係る相談に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(利用の許可)

第 4 条 参画センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 参画センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、参画センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参画センターの利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止を命ずることができる。

- (1) 参画センターを利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止によって利用者が被った損失については、市はその責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、参画センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料の納入)

第7条 利用者は、別表に掲げる参画センターの利用に係る料金（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第5条第1項の規定による利用許可の取消し若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 利用者は、故意又は過失により参画センターの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第7条関係)

単位：円

時間 区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
会議室	1,800	2,400	2,400	4,800	5,400	7,800
冷房料	450	600	600	1,200	1,350	1,950

備考 利用時間を超過して利用する場合又は利用時間を変更して利用する場合の使用料は、区分における1時間当たりの使用料を基準として算出する。この場合において、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。

4. 沖縄市男女共同参画懇話会規則

(平成 23 年 12 月 21 日規則第 36 号)

沖縄市男女共同参画懇話会規則(平成 3 年沖縄市規則第 11 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市男女共同参画推進条例(平成 23 年沖縄市条例第 16 号)第 15 条第 6 項の規定に基づき、沖縄市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

[沖縄市男女共同参画推進条例(平成 23 年沖縄市条例第 16 号)第 15 条第 6 項]

(会長及び副会長)

第 2 条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 懇話会に、特定の事項を審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第 5 条 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄市男女共同参画懇話会委員名簿(50音順)

第13期 H24年(2012)3月～H26年(2014)2月

No.	氏 名	所属団体及び機関	所 属
1	^{アラタ} 新田 ^{シゲチカ} 繁睦	お父Ring沖縄	共同代表
2	^{カミムラ} 神村 さゆり	防災関係者	団体代表
3	^{クワ エ} 桑江 ^{キヨコ} 喜代子 (会長)	女性団体連絡協議会	団体代表
4	^{コヤマ} 小山 ^{カズヒサ} 和久	室川小学校長 (校務研究会推薦)	団体代表
5	^{タカザト} 高里 ^{スズヨ} 鈴代	すぺーす・結	団体代表
6	^{トウハル} 桃原 ^{カズヒコ} 一彦 (副会長)	沖縄国際大学准教授	学識経験者
7	^{ナカソネ} 仲宗根 ^{ソウ エイ} 宗英	沖縄市PTA	団体代表
8	^{ミヤザト} 宮里 ^{ダイ ヤ} 大八	琉球大学 産学官連携推進機構 特命准教授	市民
9	^{ヨザ} 與座 ^{ハツミ} 初美	NPO法人 こども家庭リソースセンター沖縄	団体代表
10	^ル 陸 ^{ダンフェン} 丹鳳	外国籍市民	市民

5. 沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱

(平成 21 年 4 月 1 日決裁)

(設置)

第 1 条 沖縄市男女共同参画計画(ひと・きらめきプラン)の施策について、調整を図り、総合的かつ効果的に推進するため、沖縄市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 沖縄市男女共同参画計画(ひと・きらめきプラン)の推進に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長に市長を、副本部長に副市長を、本部員に沖縄市市政運営会議規程（平成 19 年 4 月 25 日訓令第 21 号）第 4 条第 1 項に規定する構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進本部の会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 会議には、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(行政連絡会議)

第 6 条 推進本部に、沖縄市男女共同参画行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画社会実現のための諸施策に関する事項
- (2) 男女共同参画行政について関係部課の連絡調整に関する事項
- (3) その他、必要な事項

3 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、男女共同参画社会の実現の推進に関して意見又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

4 連絡会議は、沖縄市男女共同参画計画（ひと・きらめきプラン）案その他諸計画案を策定した場合は、すみやかに推進本部に報告し、その承認を得なければならない。

5 連絡会議の組織、運営等については別に定める。

(庶務)

第 7 条 推進本部及び連絡会議の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄市男女共同参画推進本部名簿

No.	本 部 員	氏 名
1	市 長（ 本 部 長 ）	東 門 美津子
2	副 市 長（ 副 本 部 長 ）	島 袋 芳 敬
3	教 育 長	仲 松 鈴 子
4	水 道 局 長	川 畑 弘 隆
5	総 務 部 長	神 里 興 弘
6	総 務 部 参 事	伊志嶺 和 成
7	企 画 部 長	金 城 清 安
8	企 画 部 参 事	富 永 健
9	市 民 部 長	宮 城 ゆかり
10	健 康 福 祉 部 長	仲 本 兼 明
11	こどものまち推進部長	源 河 朝 治
12	経 済 文 化 部 長	屋 良 保
13	建 設 部 長	須 田 勝
14	建 設 部 参 事	島 田 孝
15	消 防 本 部 長	高宮城 寛
16	水 道 部 長	仲宗根 弘光
17	教 育 部 長	知 花 朝 勝
18	指 導 部 長	佐久川 昌一

6. 沖縄市男女共同参画行政連絡会議要領

(平成 16 年 5 月 27 日決裁)

改正平成 18 年 11 月 14 日決裁平成 22 年 4 月 1 日決裁

平成 24 年 3 月 30 日決裁平成 24 年 7 月 17 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱第 6 条の規定に基づいて設置した沖縄市男女共同参画行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営等について定める。

(協議事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画社会の実現のため諸施策に関する事項
- (2) 男女共同参画行政について関係部課の連絡調整に関する事項
- (3) その他の必要な事項

(組織)

第 3 条 連絡会議は、次の者をもって組織し、会長に市民部次長、副会長に生涯学習課長をもって充てる。

市民部次長、総務課防災担当主幹、人事課長、政策企画課長、障がい福祉課長、高齢福祉課長、市民健康課長、こども企画課長、保育・幼稚園課長、こども家庭課長、こども相談・健康課長、商工振興課長、農林水産課長、文化観光課長、雇用対策課長、生涯学習課長、指導課長

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは委員を若干名増やすことができる。

3 この連絡協議会の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(関係職員の協力義務)

第 6 条 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、男女共同参画社会実現の推進に関して意見又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

(補則)

第 7 条 この規定に定める者のほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 5 月 27 日から適用する。

附 則(平成 18 年 11 月 14 日決裁)

この要領は、平成 18 年 11 月 14 日から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日決裁)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日決裁)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 17 日決裁)

この要領は、平成 24 年 7 月 17 日から施行する。

沖縄市男女共同参画行政連絡会議名簿

No.	委 員	氏 名
1	市民部次長(会長)	仲宗根 朝巳
2	総務課防災担当主幹	名城 政行
3	人事課長	仲道 豊
4	政策企画課長	花城 博文
5	障がい福祉課長	大城 勇
6	高齢福祉課長	富原 守友
7	市民健康課長	川井田 千香子
8	こども企画課長	屋比久 功
9	保育・幼稚園課長	仲宗根 勲
10	こども家庭課長	兼城 絹枝
11	こども相談・健康課長	比嘉 米子
12	商工振興課長	仲宗根 剛
13	農林水産課長	宮城 勝
14	文化観光課長	島袋 秀明
15	雇用対策課長	森山 雅人
16	生涯学習課長(副会長)	上間 和夫
17	指導課長	新垣 英司

7. 計画策定の流れ

	男女共同参画推進本部 男女共同参画行政連絡会議	男女共同参画懇話会	市民等の意見の反映
H25 3月		第1回(3月 19 日)	
7月	第1回男女共同参画行政連絡会 議(7 月 20 日) 計画の背景とスケジュール 新規検討項目 アンケート内容の検討 計画の進捗状況	第2回(7 月 27 日) 計画の背景とスケジュール 新規検討項目 アンケート内容の検討 計画の進捗状況	
8月			8 月初旬～中旬 市民意識調査実施 市民ワークショップ 第1回:8月 28 日
9月			市民ワークショップ 第2回:9月 11 日 第3回:9月 18 日 第4回:9月 25 日
11 月	第2回男女共同参画行政連絡会 議(11 月5日) アンケート調査結果の概要報告 現計画の評価 計画理念及び基本方針の検討 計画の体系の検討 施策(基本目標ⅠとⅡ)の検討 第3回男女共同参画行政連絡会 議(11 月 28 日) 施策(基本目標ⅢとⅣ)の検討 計画推進体制の検討	第3回(11 月6日) アンケート調査結果の概要報告 現計画の評価 計画理念及び基本方針の検討 計画の体系の検討 施策(基本目標ⅠとⅡ)の検討 第4回(11 月 30 日) 施策(基本目標ⅢとⅣ)の検討 計画推進体制の検討	
12 月	第 1 回男女共同参画推進本部 (12 月4日) 「第2次沖縄市男女共同参画計 画～ひと・きらめきプラン～」 策定について		12 月 パブリックコメント実施
H25 1月			1 月初旬 パブリックコメントの計 画への反映
2 月	第4回男女共同参画行政連絡会 議(2月1日) 計画内容の最終確認 成果指標及び目標値の確認 第2回男女共同参画推進本部(2 月4日) 「第 2 次沖縄市男女共同参画計 画～ひと・きらめきプラン～」(素 案)について	第5回(2月4日) 計画内容の最終確認 成果指標及び目標値の確認	

8. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりへの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進める必要がある。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

9. 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- （a） 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- （b） 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- （c） 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- （d） 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- （e） 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- （f） 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- （g） 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）を

とすることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進すること。

とにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利

- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員

会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

10. 用語の解説

【ア行】

生きる力（P55）

自ら課題を見つけ、自ら学び・考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力など。

M字カーブ（P22）

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

沖縄市食育推進計画（P75）

「食育」を通して市民一人ひとりが生涯にわたり健やかで、心豊かに生活できることを目指した基本的な方向を示す計画。

沖縄市女性団体連絡協議会（P73）

平等・発展・平和を目指し、加盟団体相互の連携・連帯を図り、女性の資質向上を目的として学習会や啓発イベントの開催などの活動を行っている協議会。

沖縄市シルバー人材センター（P78）

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域に設置されている自主的な活動を行う団体。

沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～（P 1、3、4、24、41、107）

男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべき課題をあきらかにしたもの。

沖縄市男女共同参画センター（P 1、3、10、24、41、64、73、103）

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民に活動および交流の場を提供することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するために設置した施設。

沖縄市地域防災計画（P80）

災害対策基本法（第 40 条）にもとづき、市長が防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

沖縄中部勤労者福祉サービスセンター（愛称：ゆいワーク）（P75）

中小企業に働く勤労者及び事業主のために総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福利厚生の向上を図るとともに、生活の安定と勤労意欲の向上をめざ

し、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的として、平成 13 年 4 月に設立。

【力行】

コザインターナショナルプラザ (KOZA international plaza 略称:Kip) (P78)

市民が身近にある異文化に触れ、異なる文化を持つ地域の住民同士がお互いの文化的違いへ理解を深め、国際交流を図ることで豊かな人間関係を築くことを目的に、新しい市民文化の交流拠点として設置。主に多言語講座、多言語生活相談、交流サロン、情報発信を行っている。

固定的性別役割分担意識 (P1)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約) (P43)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、国際人権規約(第21回国連総会で採択・1976年発効)が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効、日本は1994年に批准。

【サ行】

ジェンダー (gender) (P25、26、39、40、41、42、45、49、55)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」ジェンダーという。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

社会福祉協議会 (P74)

地域福祉の推進を図ることを目的とする民間福祉団体。社会福祉法にもとづき設置されている。

女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約) (P2、81、117~124)

昭和54年(1979年)に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年(1981年)に発効。我が国は昭和60年(1985年)に批准。女子に

対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にもとづく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

自立（P9、10、15、35、45、55、57、59、62、78、103、113、114、115）

経済的、身体的な自立のほか、自らの持つ素質や能力を活かし、自己決定により行動や生き方が選択できること。

人権擁護委員（P43）

法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、地域住民の基本的人権の擁護と人権啓発活動に努め、人権に関する悩み相談を受ける。

成年後見制度（P43）

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選任することで、本人を法律的に支援する制度。

セクシュアル・マイノリティ（P78、79）

性的少数者という意味で、性のあり方が非典型的な人のこと。同性愛者、両性愛者、性同一性障害等が含まれる。

【タ行】

男女共同参画社会基本法（P1、4、31、33、95～99）

男女共同参画社会の理念を実現するために、1999年（平成11年）6月23日に公布・施行された法律。男女共同参画社会を実現するための5つの柱は、①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策等立案及び決定への共同参加 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調となっている。

男女混合名簿（P17、46、79）

男女共学の学校において、児童や生徒を性別に関係なく、生年月日、姓名の五十音順やアルファベット順などの順序によって並べた名簿のこと（性別で分けない名簿）。

地域福祉権利擁護事業（P43）

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分で、在宅にて生活している方々を対象に、福祉サービスの利用援助を主として、日常的金銭管理サー

ビスや書類等預かりサービスを提供する。

特定健康診査（P75）

平成 20 年度より始った、40～74 歳までの公的医療保険加入者を対象に、糖尿病等の予防を目的とした健康診査。

DV（ドメスティック・バイオレンス）（P3、17、44、51）

配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力。

【ハ行】

東日本大震災（P80）

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波およびその後の余震により引き起こされた大規模地震災害。

母子生活支援施設（P17、57）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

【ヤ行】

ゆんたく交流会（P78、81）

外国人に対して日本人ボランティアがグループまたはマンツーマンで日本語を教える教室を開催。日本語の習得や、外国人と日本人が気軽にコミュニケーションをとることのできる異文化交流の場を提供している。コザインターナショナルプラザにて開催。

【ラ行】

ライフステージ（P39、40、45、75）

人間の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（P75）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成 6 年（1994 年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に

決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス（P 6、9、27、36、61、64、66、68、72、73、113～116）

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをいう。

引用

- 「第4次沖縄市総合計画 基本構想 前期基本計画 平成 23 年度～平成 27 年度 用語の解説」
- 「第3次男女共同参画基本計画 用語解説」

第2次沖縄市男女共同参画計画 ～ひと・きらめきプラン～

発行：沖縄市 市民部 平和・男女共同課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

TEL：(098)939-1212

気づく ❀ 学ぶ ❀ 実践する

沖縄市男女共同参画センター

～ 男女が共にいきいきと暮らせる社会をめざして ～

だれもがその人らしくいきいきと暮らせる男女共同参画社会をめざすための様々な講座、研修、活動等を行う拠点施設です。

男女共同参画センターには、会議室や図書・情報コーナーを設けています。

ベビーサイン(生涯学習フェスティバル)



夫婦でヘルシークッキング



男女共同参画に関する
講座も実施しています。



会議室

図書・情報コーナー



託児室



アクセス



〒904-0003 沖縄市住吉1-14-29 3階

TEL/098-937-0170

FAX/098-937-0175

安慶田バス停より徒歩3分

駐車台数に限りがあり、満車になるおそれがございます
ので、なるべく公共交通機関をご利用ください。